

島根県屋外広告物条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">島根県屋外広告物条例施行規則</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 昭和49年4月19日 島根県規則第39号 </div> <p>第1条～第3条　〔略〕</p> <p style="margin-top: 20px;">（経過措置が適用される期間）</p> <p>第3条の2　条例第6条の規則で定める期間は、はり紙、はり札、立看板、<u>横断幕及びけんすい幕、旗及びのぼりその他の簡易な広告物又は掲出物件</u>（以下「簡易広告物等」という。）にあつては1年以内とし、簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあつては5年以内とする。</p> <p>第3条の3　〔略〕</p> <p style="margin-top: 20px;">（許可の<u>期間の更新</u>の申請）</p> <p>第3条の4　条例第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、第2条の屋外広告物許可申請書正副2部に<u>屋外広告物安全点検報告書</u>（様式第1号の2）を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>第3条の5～第5条の2　〔略〕</p> <p style="margin-top: 20px;"><u>（点検義務）</u></p> <p>第5条の3　条例第11条の3第1項の規定による点検は、<u>許可の期間の更新の申請前6月以内</u>に実施しなければならない。</p> <p>2　前項に規定する点検の結果は、<u>第3条の4に規定する屋外広告物安全点検報告書により知事に報告</u>しなければならない。</p> <p>3　条例第11条の3第2項の規則で定める規模は、<u>広告物又は掲出物件の上端の位置が地上から4メートルを</u></p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条　この規則は、島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条　〔略〕</p> <p style="margin-top: 20px;">（経過措置が適用される期間）</p> <p>第3条の2　条例第6条の規則で定める期間は、はり紙、はり札、立看板、<u>広告幕</u> _____ <u>その他の簡易な広告物又は掲出物件</u>（以下「簡易広告物等」という。）にあつては1年以内とし、簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあつては5年以内とする。</p> <p>第3条の3　〔略〕</p> <p style="margin-top: 20px;">（許可の _____更新の申請）</p> <p>第3条の4　条例第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、第2条の屋外広告物許可申請書正副2部に<u>屋外広告物自己点検報告書</u>（様式第1号の2）を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>第3条の5～第5条の2　〔略〕</p> <p style="margin-top: 20px;">〔新設〕</p> <p style="margin-top: 20px;">〔新設〕</p> <p style="margin-top: 20px;">〔新設〕</p>

超えるものとする。ただし、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、この限りでない。

- (1) 簡易広告物等
- (2) 建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物
- (3) 電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件であって、電柱、街灯柱等の表面に接して巻き付けたもの

4 条例第11条の3第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第20条第1項第1号に掲げる者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条の1級建築士又は2級建築士
- (3) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項の電気工事士
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (5) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イの登録試験機関が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

第6条～第14条 〔略〕

（帳簿の記載事項等）

第15条 〔略〕

〔削る〕

2 条例第20条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

3 屋外広告業者は、前項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖の日後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

〔新設〕

第6条～第14条 〔略〕

（帳簿の記載事項等）

第15条 条例第20条の3の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第20条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、様式第19号のとおりとする。

3 前項の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖の日後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

第16条 〔略〕

(屋外広告業立入検査員証)

第17条 条例第21条の4第2項の身分を示す証明書は、
様式第19号のとおりとする。

第18条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1～別表第3 〔略〕

様式第1号～様式1号の3 〔別紙〕

様式第2号～様式第5号 〔略〕

様式第6号 〔別紙〕

様式第6号の2 〔略〕

様式第6号の3 〔別紙〕

様式第6号の4 〔略〕

様式第7号～様式第13号 〔別紙〕

様式第14号・様式第15号 〔略〕

様式第16号 〔別紙〕

様式第17号・様式第18号 〔略〕

〔削る〕

様式第19号 〔別紙〕

第16条 〔略〕

(屋外広告業立入検査員証)

第17条 条例第21条の4第2項の身分を示す証明書は、
様式第20号のとおりとする。

第18条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1～別表第3 〔略〕

様式第1号～様式1号の3 〔別紙〕

様式第2号～様式第5号 〔略〕

様式第6号 〔別紙〕

様式第6号の2 〔略〕

様式第6号の3 〔別紙〕

様式第6号の4 〔略〕

様式第7号～様式第13号 〔別紙〕

様式第14号・様式第15号 〔略〕

様式第16号 〔別紙〕

様式第17号・様式第18号 〔略〕

様式第19号 〔別紙〕

様式第20号 〔別紙〕